

森林作業道整備

路線計画

路線計画は、次の点を反映した路線計画とする。

なお、計画線形は、事業着手後 30 日以内に、現地に樹木テープ（杭）等で法線を明示し、森林計画図（1/5,000）に図示した上で、監督職員の承認をとること。

（1）路線選定

① 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。

なお、やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。

② 線形は、地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。

③ 造材、積み込みなどの作業、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。

④ 丸太組工、石積工等の簡易な構造物以外の構造物が必要な箇所は迂回する。

（2）排水計画

① 縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として、路面に集まる水を安全、適切に処理する。

② 排水はカーブ上部の入口付近で行い、曲線部への雨水の流入は極力避けるものとする。

（3）法令等の遵守

森林作業道の作設に当たって、森林法、河川法等の関係法令に係る手続が必要な場合は、適切に行うものとする。

規格構造等

開設に当たっては、路体は堅固な土構造によることを基本とし、路体の締固めを適切に行い、構造物は地形・地質、土質等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。

なお、原則として片切片盛とし、切土量・盛土量の均衡に努め、土運搬を最小限にとどめるとともに、捨土を発生させないようにする。

（1）車両等

9～13 t クラス（バケット容量 0.45 m³クラス）以下の林業機械の走行を見込むものとする。

（2）幅員

幅員は 3.0m を標準とし、作業の安全性、作業性の確保から当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕幅を付加することができることとする。

（3）縦断勾配

縦断勾配は、集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に走行できることを基本とし、概ね 10° (18%) 以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14° (25%) 程度とすることができる。

(4) 横断勾配は原則として、水平とする。

(5) 切土

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とし、高い切土が連続しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合には、切土のり面勾配は土砂の場合は 5 分、岩石の場合は 3 分を標準とする。なお、直切りする場合は、土質、近傍の現場の状況などをもとに判断する。

(6) 盛土

① 盛土は、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、十分に締固めを行い、路体の強度を得る。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分しないで、路体全体を締固め、路体全体としての強度を得る。

② 盛土のり面勾配は、盛土高 2 m 以下は 1 割を標準とし、2 m を超える場合は 1 割 2 分を標準とする。ただし、土質等により標準勾配による開設が困難な場合は、緩和することができる。

③ 根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護に利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して行うものとする。

(7) 曲線部

作業用機械が安全に走行できるように、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮して曲線部の拡幅を確保する。

(8) 簡易構造物等

森林作業道の通行上の安全確保の観点や路体の保全に必要な箇所については、丸太構造物やふとんかご等の簡易構造物を設置する。

(9) 排水施設

① 排水施設は、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり等を考慮して、適切な間隔で設置する。

② 丸太を利用した横断排水施設を設置する場合は、走行車両の重量や足回りを考慮して計画する。

③ 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを必要に応じて設置する。

④ 小溪流を横断する場合の排水施設は、基本的に転石や丸太などを活用した洗越工を設置する。

(10) 支障木伐採

① 立木の伐採は、施業地の地形・地質、土質等を考慮し、幅員に応じた必要最小限の幅と

する。

② 路線沿いの立木は、路肩部分の保護、車両の転落防止のため積極的に残す。

(11) その他

事業後の林地保全のため、事業終了時に洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に設置する。

当該事業の実施に当たり、以下のとおり、労働安全衛生法等に基づき必要な資格等を有する者を配置すること。